

建設工事等に係る入札・契約事務の改善について

R4.4.1

苫小牧市では、建設工事等に係る入札・契約の適正化を進めるため、次のとおり改善を実施します。

1 調査基準価格の改正について

資料①

本市が発注する工事及び工事に係る委託業務について、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を採用していますが、そこで用いる調査基準価格の算定式について、国において採用している中央公契連モデル*（令和4年3月4日）の基準に合わせることにします。令和4年4月1日以降の公告分から適用します。

*中央公契連モデル：工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

※「苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領」及び「苫小牧市最低制限価格制度実施要領」の改正

	現行		国の基準	→	改正後		
	工事	直接工事費			97%	97%	→
共通仮設費		90%	90%	共通仮設費	90%		
現場管理費		90%	90%	現場管理費	90%		
一般管理費		55%	68%	一般管理費	68%		
設計業務 (土木設計を除く)	現行		国の基準	→	改正後（変更なし）		
	直接人件費	100%			100%	直接人件費	100%
	特別経費	100%			100%	特別経費	100%
	技術等経費	60%			60%	技術等経費	60%
諸経費	60%	60%	諸経費	60%			
土木設計	現行		国の基準	→	改正後（変更なし）		
	直接人件費	100%			100%	直接人件費	100%
	直接経費	100%			100%	直接経費	100%
	その他の原価	90%			90%	その他の原価	90%
一般管理費等	48%	48%	一般管理費等	48%			
測量	現行		国の基準	→	改正後（変更なし）		
	直接測量費	100%			100%	直接測量費	100%
	測量調査費	100%			100%	測量調査費	100%
諸経費	48%	48%	諸経費	48%			
地質調査	現行		国の基準	→	改正後		
	直接調査費	100%			100%	直接調査費	100%
	間接調査費	90%			90%	間接調査費	90%
	解析等調査業務費	80%			80%	解析等調査業務費	80%
諸経費	45%	48%	諸経費	48%			

【調査基準価格の設定範囲】

現行：予定価格の70%以上～90%以内



改正後：予定価格の75%以上～92%以内

2 週休2日設定工事試行要領の一部改正について

資料②

本市が発注する建設工事について、建設業におけるより働きやすい職場環境づくりのため、令和3年4月より週休2日設定工事を試行しておりますが、令和4年4月1日付で試行要領を一部改正し、下水道(管路)工事の市場単価について週休2日の補正対象とし、現場閉所の実施状況に応じた補正係数を適用します。

詳細については、(資料②)週休2日設定工事の試行について(苫小牧市概要版)をご覧ください。

3 押印の見直しについて(市と契約される事業者のみなさまへ)

資料③

令和4年4月1日より、新型コロナウイルス感染拡大の防止や行政手続き等のデジタル化に向けた取組の観点から、契約関係書類等に関する事業者の押印を見直すこととしましたので、内容につきまして資料③をご覧ください。

(資料③は令和4年3月23日付で契約課ホームページに掲載したのになります。)

※建設工事受注事業者のみなさまへ

契約後に提出していただく「工事工程表等承認申請書」について、労災保険加入の確認のため労働基準監督署にて「労災保険関係成立済」を押印のうえ、市に提出していただいておりますが、受注者の負担軽減の観点から、労働基準監督署へ一括有期事業の保険申込をされている受注者の方は、「労災保険関係成立済」に替えて、労働保険に加入していることがわかる、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」及び「納付書・領収証書」等の写しを添付していただくことで、「労災保険関係成立済」の押印を省略することができます。

4 電子入札システムの導入について

公平・公正で透明性の高い入札・契約制度の推進のため、また、入札手続きに係る事業者の負担軽減の観点から、電子入札システムを導入します。

電子入札の対象は、契約課で発注する建設工事及び工事関係業務の一般競争入札等で、開始時期は令和5年3月頃を予定しています。

電子入札導入に向けて、事業者のみなさまにはホームページで随時お知らせいたしますので、ご確認ください。

苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する工事の請負契約並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務の委託契約（以下「工事等」という。）を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とし、又は落札者とするを調査の上決定する制度（以下「低入札価格調査制度」という。）について定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 低入札価格調査制度は、予定価格が1億5,000万円以上の工事等のうち苫小牧市行政組織規則（平成10年規則第18号）別表5備考第1項の表ウに掲げる工事を除いたものに係る一般競争入札を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、指名委員会は、必要があると認めるときは、予定価格が1億5,000万円未満の工事等に係る競争入札を低入札価格調査制度の対象として指定することができる。

(工事の調査基準価格)

第3条 工事の調査基準価格は、対象となる工事の予定価格を定める際に基礎とした次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項（ただし書きを除く。）の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、別の算定方法により調査基準価格を定めることができる。

(業務の調査基準価格)

第3条の2 設計業務（土木設計を除く。）の調査基準価格は、対象となる業務の予定価格を定める際に基礎とした次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 直接人件費の額に10分の10を乗じて得た額
- (2) 特別経費の額に10分の10を乗じて得た額
- (3) 技術等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (4) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

2 土木設計業務の調査基準価格は、対象となる業務の予定価格を定める際に基礎とした次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 直接人件費の額に10分の10を乗じて得た額
- (2) 直接経費の額に10分の10を乗じて得た額
- (3) その他の原価の額に10分の9を乗じて得た額

- (4) 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
- 3 測量業務の調査基準価格は、対象となる業務の予定価格を定める際に基礎とした次の各号に掲げる額の合計額とする。
- (1) 直接測量費の額に10分の10を乗じて得た額
- (2) 測量調査費の額に10分の10を乗じて得た額
- (3) 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
- 4 地質調査業務の調査基準価格は、対象となる業務の予定価格を定める際に基礎とした次の各号に掲げる額の合計額とする。
- (1) 直接調査費の額に10分の10を乗じて得た額
- (2) 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
- 5 第1項から第4項までの規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、別の算定方法により調査基準価格を定めることができる。
- 6 前各項の規定にかかわらず、当該調査基準価格が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは、10分の7.5を乗じて得た額とする。

(調査基準価格の記載)

第4条 調査基準価格を設定したときは、調査基準価格を予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 低入札価格調査制度を実施するときは、一般競争入札の公示で周知するものとする。

(入札の執行)

第6条 開札したときに調査基準価格を下回る入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）があったときは、次条第1項による判定を行い、失格と判断された場合を除き、「保留」を宣言し、後日落札者を決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(工事の数値的判断基準による判定)

第6条の2 前条の入札において、低価格入札者の入札が、第3条又は第3条の2で定めた調査基準価格に満たない場合は、失格と判断する。ただし、特に必要があると認めるときはこの限りではない。

- 2 低入札価格調査対象者（以下「調査対象者」という。）は、前項ただし書の規定により失格とならなかった低価格入札者とするものとする。
- 3 第1項の規定による判定を行った結果、すべての低価格入札者が失格となったときは、調査基準価格以上で、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。
- 4 前項の規定により落札者を決定したときは、速やかに市長に報告するものとする。

(低入札価格調査委員会)

第7条 前条第2項の規定により調査対象者が決定されたときは、調査の上落札者を決定

するために低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、委員長、副委員長及び委員によって構成する。
- 3 調査委員会の委員長は、入札事務を担当する部に属する事務を担当する副市長とする。
- 4 調査委員会の副委員長は、当該工事等の設計担当部に属する事務を担当する副市長とする。
- 5 調査委員会の委員は、各設計担当部長、財政部長、当該工事等を担当する工事監、契約課長及び当該工事等の設計担当課長とする。
- 6 委員長は、必要に応じて関係職員を出席させ、意見を聴取することができる。
- 7 調査委員会の庶務は、財政部契約課において行う。

（調査委員会の開催）

第8条 委員長は、調査対象者が決定されたときは、速やかに調査委員会を開催するものとする。

（調査委員会の事務）

第9条 調査委員会は、調査対象者から当該工事等の積算内訳書及び見積書（下請予定業者、資材納入予定業者等）を提出させるほか、必要に応じ次に掲げる事項について聴取し、関係機関への照会を行う等工事等の適正な履行に関し必要な調査を行うものとする。

- (1) 資材単価、労務単価及び下請代金の設定並びに安全対策等の内容
- (2) 手持工事の状況等技術者の適切な配置の可能性
- (3) 手持資材、手持機械等の状況
- (4) 労働者の確保計画及び配置予定
- (5) 建築副産物の搬出予定
- (6) 過去に施工した公共工事の履行状況
- (7) 経営状況及び信用状況
- (8) その他必要な事項

2 前項の調査の結果、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、調査対象者（調査対象者が2名以上あった場合で、2名以上の者が契約の内容に適合した履行がなされると認められるときは、そのうちの最低の価格を入札した者）を落札者と決定する。

3 第1項の調査の結果、すべての調査対象者が当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、調査基準価格以上で、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

（調査委員会の決定の報告）

第10条 調査委員会の決定があったときは、速やかに市長に報告するものとする。

（落札者の通知）

第11条 落札者を決定したときは、落札した者を当該入札に参加した者全員に通知するものとする。

（実施工事等の公表）

第12条 調査基準価格を下回る入札があった工事等については、調査基準価格その他入札

の結果を公表するものとする。

2 調査委員会を開催したときは、第9条第1項の調査結果の概要を公表するものとする。
(再度入札を行う場合の低価格入札者の除外)

第13条 落札者が決定しなかったときは、再度入札を行うことができる。この場合においては、低価格入札者を当該入札に参加させないものとする。

(工事の監督体制の強化)

第14条 低価格入札者が落札した工事を監督するときは、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 工事担当課長は、施工体制台帳及び施工計画書を提出させ、現場代理人等からその内容を聴取するものとする。
- (2) 工事担当課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払いの観点から必要があると認めるときは、施工現場の実態調査を行うものとする。
- (3) 監督体制は、複数の工事監督員を配置するものとする。
- (4) 工事監督員は、監督業務において段階確認及び設計図書に基づく検査等を実施するものとする。
- (5) あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかの確認を併せて行うものとする。
- (6) あらかじめ提出された見積書(下請予定業者、資材納入予定業者等)のとおり実施されているかの確認を行うものとする。

(落札結果の公表)

第15条 落札者決定後、当該工事の調査基準価格を公表する。

附 則

この要領は、平成12年9月20日から施行し、同年10月1日以後に行われる入札に係る工事について適用する。

附 則

この要領は、平成13年6月1日から施行し、この要領による改正後の苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、同日以後に執行される入札について適用する。

附 則

この要領は、平成14年3月6日から施行し、この要領による改正後の苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、平成14年4月1日以後に行う入札に係る工事等について適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から施行し、この要領による改正後の苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、平成20年4月1日以後に行う入札に係る工事等

について適用する。

附 則

この要領は、平成21年3月10日から施行し、この要領による改正後の苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、平成21年4月1日以後に行う入札に係る工事等について適用する。

附 則

この要領は、平成21年9月4日から施行し、この要領による改正後の苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、平成21年9月8日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行し、この要領による改正後の苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領の規定は、平成22年6月1日以降の一般競争入札の公示及び指名競争入札の指名通知から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行し、平成24年8月7日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成24年10月30日から施行し、同日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成25年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式例

低入札価格調査の実施概要

工事名：〇〇工事

調査を実施した業者名、住所：

項 目	内 容
1 工事費等内訳書（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）	
2 その価格により入札した理由書	<公表しないこととする>
3 契約対象工事付近における手持工事の状況	
4 契約対象工事に関連する手持工事の状況	
5 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）	
6 手持資材の状況	
7 資材購入先及び購入先と入札者の関係	
8 手持機械数の状況	
9 労務者の具体的供給見通し	
10 過去に施工した公共工事名及び発注者	
11 経営内容	
12 見積書（下請予定業者・資材納入予定業者等）の提出	◎ 新規調査事項として提出させる <公表しないこととする>
13 1 から 12 までの事情聴取した結果についての調査検討	
14 10 の公共工事の成績の状況	
15 経営状況	<公表しないこととする>
16 信用状態	① 建設業法違反の有無 ② 賃金不払いの状況 ③ 下請代金の支払遅延状況 ④ その他
17 その他必要な事項	* 建設副産物が発生する工事については、建設副産物の搬出予定が適切かどうか等を明記するものとする。

苫小牧市最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により工事の請負契約並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務の委託契約（以下「工事等」という。）を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）及び苫小牧市契約に関する規則（昭和29年規則第13号）第53条第2項の規定により、最低制限価格を設けるときの取扱いについて定める。

(対象工事等)

第2条 最低制限価格の対象となる工事等は、予定価格が500万円以上1億5,000万円未満の工事並びに予定価格が250万円以上1億5,000万円未満の設計（監理を含む。）、測量及び地質調査の委託業務（以下「委託業務」という。）のうち苫小牧市行政組織規則（平成10年規則第18号）別表5備考第1項の表ウに掲げる工事を除いたものに係る競争入札を対象とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 最低制限価格を算定する場合の基準となる調査基準価格は、苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領(平成12年9月20日施行)第3条及び第3条の2の規定に準じて設定する。

(予定価格書への記載)

第4条 調査基準価格を設定したときは、当該調査基準価格を予定価格書に記載する。

(入札参加者への周知)

第5条 この要領の規定により最低制限価格を設定するときは、一般競争入札告示別表又は指名競争入札通知書等適宜の方法で周知する。

(有効な入札書)

第6条 この要領において、「有効な入札書」とは、次の各号いずれにも該当しないものをいう。

- (1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者が入札した入札書
- (2) 競争入札に付する工事等ごとに定める入札参加資格のない者が入札した入札書
- (3) 開札までに前2号の入札参加資格を満たさなくなった者が入札した入札書
- (4) 苫小牧市契約に関する規則第54条の規定に該当し、無効となった入札書
- (5) 予定価格を超えた額で入札した入札書(事前公表、事後公表を問わない。)
- (6) 調査基準価格を下回る額で入札した入札書
- (7) 市が指定した方法以外により入札した入札書

(最低制限価格の算定方法)

第7条 最低制限価格は、対象工事等の調査基準価格以上、予定価格の10分の9.2の範囲内で定める。

2 最低制限価格は、有効な入札書の平均額に任意の係数(0.95~1)を乗じて算定することとし、その額について、次の各号に掲げる区分に応じて定める。なお、算定額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

- (1) 調査基準価格以上、予定価格の10分の9.2以下の場合は、その算定額
- (2) 予定価格の10分の9.2を超える場合は、予定価格の10分の9.2の額
- (3) 調査基準価格未満の場合は、調査基準価格

3 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、調査基準価格を最低制限価格とする

ことができる。

- 4 最低制限価格は、その決定後に入札の無効又は失格等があった場合においても、特別な事情がない限り変更はしないものとする。

(入札の執行)

第8条 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者又は落札候補者とする。

- 2 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。この場合、調査基準価格を下回る入札をした者を再度入札に参加させないものとする。

(最低制限価格の公表)

第9条 最低制限価格を設定した入札があったときは、落札者の決定後、速やかに最低制限価格及び調査基準価格を公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市最低制限価格制度試行実施要領は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

週休2日設定工事の試行について(苫小牧市概要版) ※土木工事 (R4. 4. 1改正)

1. 目的
 建設業は現在、労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっています。労働者の健康確保やワークライフバランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを行っていく必要があります。
 今後、建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、受注者の休暇促進と担い手確保の後押しのため、また、現場における現状の課題や問題点を把握するため、週休2日設定工事の試行を実施します。

2. 週休2日とは
 本試行工事における「週休2日」とは、工期内において、土日・祝日に関わらず、**週休2日(4週8休)以上の現場閉所**を行うことを言います。(年末年始6日間及び夏季休暇3日間は現場閉所日から除く)
 ※ただし、「週休2日の確保」の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日の実施にあたっては、その趣旨に沿うよう努めるものとしてください。

3. 対象工事
 ・入札告示別表及び特記仕様書に「週休2日設定工事」の対象であることを明記しています。
 ・週休2日の実施については、契約後、受注者が選択することとなります。(受注者希望方式)

4. 経費の設定と補正、成績評定
 ※発注時の予定価格及び工期は4週8休で設定しています(予定価格には右表の各対象経費に対し4週8休の補正分が含まれています)。
 ※入札金額の積算にあたっては、4週8休の補正分を含めて算出してください。
 ※契約後、4週8休を希望しない場合は設計変更により工事費を減額補正します。
 ※結果として4週8休を達成できなかった場合は、現場閉所の状況に応じて、設計変更により工事費を減額補正します。
 ※週休2日の履行が確認できた場合は、工事成績評定において評価します(1点を加点)。

※R4. 4. 1付改正の詳細は次ページをご覧ください。

試行工事の流れ

公告段階
 ・入札告示別表および特記仕様書にて「週休2日設定工事」であることを明記します。

契約後
 ・受注者は「週休2日」の取組意思等を施工協議簿にて工事監督員へ提出してください。
 ・計画工程表(任意様式)を施工計画書に添付し、施工協議簿とともに工事監督員へ提出してください。

工事施工段階
 ・週休2日の実施状況は受注者への聞き取り又は工事月報等により確認します。

完成後
 ・工事監督員は、工事月報等により休日の取得状況を確認し、工事成績評定において加点評価を行います。
 ・アンケート調査を依頼しますので、ご協力をお願いします。

【補正対象経費】 労務費・機械経費(賃料)・共通仮設費・現場管理費
 【補正係数】 下表のとおり

	4週6休	4週7休	4週8休
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

※市場単価についても、週休2日の補正対象とします。(次頁参照)

週休2日設定工事の試行について(苫小牧市概要版) ※土木工事
(R4. 4. 1改正)

土木工事

下水道(管路)工事の市場単価について週休2日の補正対象とし、現場閉所の実施状況に応じた補正係数を適用する。

令和4年4月1日以降に入札を行う工事に適用する。

市場単価補正係数一覧

名称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

苫 契 号
苫 会 号
令和4年3月23日

事業者 各位

財 政 部 長
(財政部契約課担当)
会 計 管 理 者
(会 計 課 担 当)

苫小牧市契約関係書類等に関する押印見直しについて（お知らせ）

このことについて、令和4年4月1日より、新型コロナウイルス感染拡大の防止や行政手続き等のデジタル化に向けた取組の観点から、下記のとおり、契約関係書類等に関する事業者の押印を見直すこととしましたので、お知らせいたします。

記

- 1 押印見直しの内容(別紙1「契約関係書類等の押印見直しについて」参照)
 - A 引き続き押印が必要な書類(例 契約書、請書、入札書、委任状、見積書等)
 - ・引き続き押印が必要となり、押印がないものは「無効」になりますのでご注意ください。
 - B 押印を省略できる書類(例 入札(見積)辞退届、請求書等)
 - ・「発行責任者や担当者の氏名、連絡先」を記載することで押印を省略することができます。(参考に記載例を作成しましたので、別紙2「請求書記載例」をご確認ください。)
 - ・持参、郵送に加えて電子メールでの提出も可能になります。
 - ・令和4年4月1日以降に提出される書類から対象となります。
 - C 押印を不要とする書類(例 下請負人選定通知書、完成届等)
 - ・持参、郵送に加えて電子メールでの提出も可能になります。
 - ・令和4年4月1日以降に提出される書類から対象となります。
- 2 その他
 - ・これまでと同様に、押印していただいた契約関係書類等も提出可能です。
 - ・別紙3「契約関係書類等の押印見直しに関するQ&A」を作成しましたので、あわせてご確認ください。

市が行う入札及び契約に係る書類等の押印について、下記のとおり見直します。

A：引き続き押印が必要な主な書類

- 契約書、請書
- 入札書、見積書
- 工事費内訳書、業務費内訳書
- 委任状
- 工事受渡書や債権譲渡などの権利関係書類
- 契約変更協議書類
- 業者登録に係る申請書、使用印鑑届 など

※入札書や委任状等に押印が無い場合、今まで同様「無効」となりますので、ご注意下さい。

B：責任者、担当者を記載することで押印が省略できる主な書類
(記載例は別紙2を参照)

- 一般競争入札参加資格申請書、プロポーザル参加意向書
- 入札（見積）辞退届、プロポーザル資格辞退届
- 請求書 など

C：押印を不要とする書類

- 上記以外の入札及び契約等に関する書類

※2～4ページに一覧がありますので、そちらもご覧ください。

なお、押印の必要のない書類（上記B及びC）については、電子メールでの提出も可能となります。詳細については提出先の担当者にご確認ください。

● 入札から契約までに提出する書類

書類名	区分
参考見積書（予算積算用等）	C
入札書・見積書	A
工事費内訳書・業務費内訳書	A
委任状	A
入札（見積）辞退届	B
入札（見積）欠席理由書	B
一般競争入札参加資格申請書（条件付・簡易型）	B
入札参加資格審査申請書（共同企業体用）	B
工事实績調書	C
資本関係・人的関係に関する調書	C
現場代理人兼任届出書	C
専任主任技術者兼任届	C
実務経験証明書	C
継続雇用申立書	C
共同企業体協定書	A
工事着手日申出書（余裕期間）	C
プロポーザル参加意向書	B
プロポーザル提案書	A
プロポーザル資格辞退届	B
契約書・協定書	A
請書	A

※区分

A：押印が必要な書類

B：責任者等を記載することで押印が省略できる書類

C：押印を不要とする書類

● 契約後に提出する書類

書類名	区分
工事工程表等承認申請書及び現場代理人等指定通知書	C
現場代理人等変更届	C
下請人選定通知書（工事）	C
苫小牧市外業者選定理由書	C
社会保険等未加入業者を下請負契約の相手方とした理由書	C
建設業退職金共済掛金収納書届	C
建退共証紙貼付実績表(総括表)・実績表（裏面）	C
リサイクル変更確認書	A
工事（業務）工程表変更承認申請書	C
工事施工協議簿（現場代理人の印）	A
工事請負契約書第20条第6項及び第8項の規定に基づく請負代金額の変更請求書、変更承諾書	A
公共工事設計労務単価等改定に伴う請負代金額変更協議申請書	A
中間前払金・部分払選択届	C
中間前払金認定請求書	C
出来形部分確認請求書	C
債権譲渡承諾依頼書	A
請求書（債権譲渡関連）	A
工事出来高査定協力依頼書（債権譲渡関連）	A
融資実行報告書（債権譲渡関連）	A
完成届（工事）	C
工事受渡書	A
業務日程表等承認申請書及び業務処理責任者等指定通知書	C
業務処理責任者指定通知書	C
再委託承認申請書	C
業務完了届	C
外注工程申告書	C
請求書	B

● 業者登録（競争入札参加資格審査申請）時に提出する書類

書類名	区分
競争入札参加資格審査申請書	A
苫小牧市建設工事等競争入札参加資格中間審査申請書	A
委任状	A
使用印鑑届	A
資本関係・人的関係に関する調書	C
市税納付状況調査同意書	C
暴力団排除に関する誓約書	A
主な取扱メーカー申告書	C
印刷機械設備一覧	C
発注者別評価項目（主観的事項）申告書	C
雇用協力主証明書	C
地域貢献確認申告書	C
競争入札参加資格審査申請書の変更届	C
物品購入等競争入札参加資格者（合併・事業譲渡・会社分割）届	C
建設工事等入札参加資格者合併届（新設・吸収）	C
建設工事等入札参加資格者事業譲渡（譲受）届	C
建設工事等入札参加資格者会社分割届（新設・吸収）	C
競争入札参加資格審査申請再申請書	A
入札参加除外措置解除申請書	A
競争入札参加資格登録抹消届	A

請求書への押印が省略できるようになりました

請求書記載例

記載例ですので、現在使用されている請求書を使用していただいても構いません。ただし、①請求年月日 ②債権者の住所、氏名（事業所名及び代表者職氏名） ③請求金額 ④請求内訳 ⑤発行責任者及び担当者の氏名、連絡先 は必ず記載してください。

請 求 書		① 令和4年4月1日		
苫小牧市長 岩倉 博文 様				
債権者				
② 住 所	苫小牧市旭町4丁目5番6号			
氏 名	株式会社 北海文具			
	代表取締役 北海 太郎			
下記のとおり請求いたします。				
件 名	品代として			
請求番号 1001	③ 請求金額	¥2,180 円		
振込先	金融機関名 ○○信用金庫 ○○支店			
	預金種別 普通預金			
	口座番号 1234567			
	フリガナ カ) ネットバンク			
	口座名義人 株式会社 北海文具			
④ 請求内訳				
No.	品名・規格・品質	数量	単価(円)	金額(円)
1	フラットファイル A4 ライト A-518KS 7枚-	10 冊	100	1,000
2	お水	10 本	100	1,000
3	消費税(10%対象)			100
4	消費税(8%対象)			80
5				
	合 計			2,180
⑤ 発行責任者及び担当者				
・発行責任者 支店長 胆振 一郎 (連絡先 0144-32-6110)				
・担当者 総務課 旭町 陽子 (連絡先 0144-32-0000)				

- ・発行責任者とは、代表取締役又は支店長や営業所長など、請求書を発行するにあたり責任を有する方とします。
- ・担当者とは、請求書の発行に関する事務を担当する方とします。
- ・発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者欄を同上と記載してください。
- ・訂正箇所がある場合は、差替えで対応してください。
- ・請求書を電子メールで提出する場合は、担当課にPDF形式で送信してください。

契約関係書類等の押印見直しに関するQ&A(事業者向け)

	質 問	回 答
I 対象となるもの		
1	押印を見直す書類は何ですか。	令和4年4月1日以降に提出される契約関係書類等が対象です。今回の押印見直しにより、押印を不要とする書類や押印を省略できる書類がありますので、詳細は別紙1「契約関係書類等の押印の見直しについて」を参照してください。なお、請求書については、法律や条例、規則、要綱等により、押印による提出を必要としているものは対象外です。
2	請求書について、個人や個人事業主も対象ですか	法人の事業者と同様に対象となります。
II 押印省略の方法		
3	押印省略する場合の代替方法を教えてください。	契約関係書類等に「発行責任者及び担当者」の欄を設け、役職(所属)・氏名及び連絡先(電話番号)を必ず記載してください。確認のため、必要に応じて担当課から記載された方に連絡させていただくことがあります。 ※請求書については、別紙2「請求書記載例」を参照してください。
4	「発行責任者」とは誰のことですか。	発行責任者については、代表取締役又は支店長や営業所長など、契約関係書類等を発行するに当たり責任を有する方のことをいいます。
5	「担当者」とは誰のことですか。	担当者については、契約関係書類等の発行に関する事務を担当する方のことをいいます。
6	発行責任者と担当者が同じ場合はどのように記載すればよいですか。	発行責任者と担当者が同じ場合は、発行責任者の役職、氏名及び連絡先を記載し、担当者欄は「同上」と記載してください。
7	発行責任者と担当者の氏名について、苗字だけの記載でもよいですか。	氏名(フルネーム)の記載が必要です。
8	個人の場合について、発行責任者及び担当者の記載はどのようにすればよいですか。	発行責任者及び担当者とも個人の氏名になるので、個人の氏名と連絡先が記載されていれば構いません。
9	連絡先はメールアドレスでもよいですか。	契約関係書類等に不明な点があった場合に、直接連絡をする必要があることから、電話番号を記載してください。ただし、電話での対応が困難である場合などは、電話番号に加えてFAX番号やメールアドレス等を記載してください。

Ⅲ 提出方法		
10	押印を省略した契約関係書類等は、どのような方法で、提出できますか。	電子メールのほか、郵送や持参による提出もできます。電子メールの場合は、送信先のメールアドレスについて、担当課へご確認ください。また、送信後は担当課に受信確認を行ってください。郵送や持参の場合は、事業者等の内容確認のため、担当課から発行責任者や担当者に連絡させていただくことがあります。
11	請求書について、FAXで提出してもよいですか。	請求内容等が不鮮明となる場合があるため、FAXでの提出は認められません。
12	電子メールで提出する場合、ファイルの形式の指定はありますか。	すべてPDF形式の添付ファイルとしてください。
13	契約関係書類等を添付ファイルによらず、電子メール本文に記載することで、提出に代えることができますか。	契約関係書類等を添付する代わりに、電子メール本文にその内容等を記載しての提出はできません。電子メールで提出していただく場合は、必ず契約関係書類等をPDFファイルで提出してください。
14	契約関係書類等を電子メールで提出する場合、「発行責任者及び担当者の役職(所属)・氏名及び連絡先(電話番号)」をメール本文に記載してもいいですか。	契約関係書類等そのものに、必ず「発行責任者及び担当者の役職(所属)・氏名及び連絡先(電話番号)」を、記載してください。電子メール本文に記載するだけでは、押印省略できません。
15	従来どおり、契約関係書類等に押印し、持参や郵送してもよいですか。	従来どおり持参や郵送により、契約関係書類等に押印し、提出していただいて構いません。押印した契約関係書類等については、原本を提出してください。
Ⅳ その他		
16	委任状は、押印省略や電子メール等による提出が可能ですか。	委任状は、押印省略の対象ではないので、押印省略できません。
17	押印を省略した契約関係書類等を修正する場合、訂正印で修正できますか。	押印省略した契約関係書類等については、修正できませんので、お手数ですが再度作成をお願いします。
18	請求書について、2枚以上にわたる場合に請求者の印鑑による割印も省略可能ですか。	押印省略した請求書を提出する場合には、割印も省略できますが、その際は、請求書の各葉が一連であることが分かるようにしてください。(各葉に「○/○頁」と記載するなど)